

魚沼市貸切バス旅行支援事業補助金交付要綱

令和4年6月14日

告示第129号

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚沼市内への団体旅行の誘客を促進し、宿泊客の増加を図るため、旅行事業者(以下「事業者」という。)が実施する貸切バスを使用した市内で1泊以上の宿泊を伴う団体旅行に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、魚沼市補助金等交付規則(平成16年魚沼市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けた事業者で日本国内に事業所がある事業者
- (2) 魚沼市暴力団排除条例(平成23年魚沼市条例第31号)第2条第1号又は第2号に該当しない事業者

(補助対象旅行)

第3条 補助金の交付対象となる団体旅行は、次に掲げる要件全てを満たしているものとする。

- (1) 新潟県外を出発地とする団体旅行であること。
- (2) 団体旅行の交通手段は、営業用ナンバーの貸切バスであること。
- (3) バス1台あたりの参加者が20名以上であること。
- (4) 前号の参加者20名以上が市内で1泊以上宿泊すること。
- (5) 魚沼市団体旅行誘客促進事業補助金を受けていない団体旅行であること。

(補助金の額)

第4条 この補助金の額は、別表第1に掲げる金額とする。ただし、1事業者(旅行業法第3条の規定に基づく登録番号ごと)の上限額は400,000円とする。

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

- (2) 補助事業に係る証拠書類を5年間保管しなければならないこと。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、貸切バス旅行支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければな

らない。

- (1) 団体旅行の行程表(日時、宿泊施設等が確認できるもの)
 - (2) 貸切バス手配書
- (事業の変更又は中止)

第7条 補助金の交付決定を受けた事業者は、補助事業の変更又は中止をする場合は、貸切バス旅行支援事業補助金変更・中止申請書(様式第2号)に、変更後の旅行概要がわかる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、貸切バス旅行支援事業補助金実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体旅行の行程表(日時、宿泊施設等が確認できるもの)
 - (2) 貸切バス手配書
 - (3) 宿泊証明書(宿泊施設の押印又は署名がされたもの)
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月14日から施行する
(効力)
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1

バスの種類等	金額
中型バス	80,000円/台
大型バス	100,000円/台
足立区・江戸川区・ 文京区・豊島区出発	中型バス 大型バス
	バス1台当たり20,000円加算